

『選挙学会紀要』投稿原稿に関する執筆要項

1、紀要の名称

- ・この機関誌の正式な名称は『選挙学会紀要』(以下、本『紀要』)とします。

2、投稿資格

- ・日本選挙学会の会員であり、これまでに会費を全て納入している者としてします。ただし、学会への入会・会費納入と同時に投稿することもできます。

3、原稿の対象・種類

- ・投稿できる原稿の対象は、選挙をはじめとする政治過程全般に関連する実証的・理論的・方法的・歴史的・規範的などのアプローチによる論文で、未発表のものに限ります。
- ・投稿できる原稿の種類は研究論文(完成度の高い研究成果または政策提案で、独創性、有用性、新規性のいずれかの点において価値を有するもので、会員の研究に有益であるもの)または研究ノート(新しい研究課題あるいは斬新な研究成果や政策提案を速報するもので、会員の今後の研究を誘発するもの)とします。以下では、研究論文と研究ノートを総称して論文といいます。

4、使用できる言語

- ・投稿できる言語は、日本語または英語です。

5、二重投稿の禁止

- ・同一の論文を本『紀要』以外に他誌にも投稿する二重投稿はできません。

6、原稿の分量

- ・日本語の研究論文にあっては20,000字以内(注、参考文献、図表を含む)とします。日本語の研究ノートの場合は10,000字以内(注、参考文献、図表を含む)とします。

7、刊行・募集

- ・『選挙学会紀要』の刊行は、毎年5月、11月を予定しています。
- ・投稿論文の募集は、刊行の半年前が目安です。

8、投稿論文の様式

- ・論文執筆における凡例および本文中の引用の仕方・注の付け方は、『選挙研究』に準拠してください。
- ・投稿する論文は必ずひとつの電子ファイルにまとめて、図表は本文中の当該箇所に埋め込んでください。他から、図表を転用する際には、必ず出典を各図表の箇所に明記して下さい。

9、投稿の方法

- ・論文の投稿は、**電子ファイル形式(ウィンドウズ版のワードまたは一太郎とし、マック版はウィンドウズ版に変換したものに限り)**で保存し、本『紀要』小委員会の投稿用の電子メールアドレス宛てに、**メールの添付ファイルとして送信**して下さい。投稿メールの件名(Subject)には、「投稿論文の送付」と記入して下さい。
- ・なお、投稿メールの本文には、論文題名、論文種別(研究論文、研究ノート)、執筆者の氏名、執筆者の所属機関・部署名、投稿論文の概要(日本語で380字以内、英語で150 words程度)、日本語論文の場合には英文タイトル名、キーワード(日本語で3語程度、英語で3 words程度)、連絡先住所、連絡先電話番号、電子メールアドレスのみを記載して下さい。
- ・また、**投稿メールの本文および投稿論文を、別に1部プリントアウト(A4用紙に片面印刷)**

- ・して、本『紀要』小委員会事務局宛てに郵送等で送付して下さい（締切り日後1週間以内）。
- ・郵送等で送付された投稿メール本文および投稿論文のコピーは執筆者に返却致しません。
- ・なお、投稿論文には、審査の公平を期すためにも執筆者の名前は入れず、著者が識別されるような表現は控えて下さい。

10、 投稿論文の受理

- ・投稿論文としての要件を満たした執筆者に対しては、本『紀要』小委員会事務局より、投稿論文を受理した旨の連絡を電子メールで行います。

11、 審査

- ・投稿論文の掲載の可否は、年報編集委員会内に置かれる本『紀要』小委員会が委嘱する匿名のレフリーによる査読結果を踏まえて、小委員会が決定し、執筆者に電子メールで結果を連絡します。
- ・なお、「掲載不可」および「条件付で掲載可」と小委員会が判断した場合には、執筆者にその理由を付して連絡します。この査読結果に同意できない執筆者に対しては、さらに反論の機会が与えられます。
- ・ただし、これら一連の査読の期間は投稿論文の締切日から3ヶ月を超えないものとします。
- ・「条件付で掲載可」となった投稿論文は、小委員会が定める期間内（通常は2週間から2ヶ月程度の期間）に、修正した箇所を明示した改訂版リストを添付して、初稿を提出した時と同様の手続で再稿を電子メールの添付ファイルで送付するものとします（ただし、プリントアウトした原稿を郵送等で送付する必要はありません）。
- ・なお、「掲載不可」となった投稿論文を再度、同じ内容のまま投稿することはできません。

12、 著作権

- ・本『紀要』が掲載する論文の著作権は執筆者本人に帰属します。ただし、掲載論文の執筆者が当該論文の転載を行う場合には、必ず事前に本学会事務局へご連絡下さい。また、当該『紀要』刊行後、1年以内の転載はご遠慮下さい。
- ・また、投稿論文の執筆に際しては他人の著作権の侵害、名誉毀損の問題を生じないように十分に配慮して下さい。公表された著作物を引用するときは、引用箇所を「 」で囲み、必ず出典を明記して下さい。
- ・なお、万一、本『紀要』に掲載された執筆内容が第三者の著作権を侵害したと認められる場合、第三者の著作権を侵害したことに伴う不利益は、執筆者がその責任を負うものとします。

13、 その他の留意点

- ・本『紀要』への同一の著者による論文の投稿数については何ら制限を設けるものではありませんが、採用された原稿の掲載数が特定の期間に集中する場合には、次号以下に掲載を順次繰り延べることもあります。